所管課名	市民課
—————————————————————————————————————	カード裏書印字システム機器保守委託
契約内容	カード裏書印字システムについて、機器の正常な稼働を確保し、ソフトウェアの 適正な更新を実施するための保守委託契約
契 約 期 間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社ジェイエスキューブ
契約金額	388, 800円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定により、随意契約をするもので、カード裏書印字システムは特殊な機器で保守点検が実施できるのは購入業者(テクノ・トッパン・フォームズ㈱は業務を㈱ジェイエスキューブへ移管)に限られるため。
その他特記事項	

所 管 課 名	市民部の収納課
—————————————————————————————————————	地方税電子申告支援サービス地方税共通納税システム初期導入業務委託
契約内容	・地方税電子申告支援サービスに関する、地方税共同機構の地方税共通納税システムの導入業務 ・地方税共同機構で定められた試験運用の実施 ・地方税共通納税システムの運用開始に向けて必要となる作業の実施
契約期間	令和元年6月4日~令和元年9月24日
契 約 締 結 日	令和元年6月3日
契約相手方	株式会社TKC
契約金額	756, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	地方税共通納税システムは地方税電子申告支援サービスの一部であり、令和元年 度地方税電子申告支援サービスシステムについては株式会社TKCが落札してい るため。
その他特記事項	

所管課名	市民部 収納課
	地方税電子申告支援サービス サービス提供業務委託
契約内容	・地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム(eLTAX)への接続業務 ・令和元年10月から運用を開始する地方税共通納税システムのASPサービスの提供 ・地方税共通納税システムを介して電子納付された公金データの連携及び保管
契 約 期 間	令和元年10月1日~令和2年3月31日
契約締結日	令和元年6月3日
契約相手方	株式会社TKC
契約金額	498, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	地方税共通納税システムは地方税電子申告支援サービスの一部であり、令和元年 度地方税電子申告支援サービスシステムについては株式会社TKCが落札してい るため。
その他特記事項	

所管課名	市民部 税務課
件   名	市税納税通知書等の封入封緘業務
契約内容	市税納税通知書等の封筒への封入封緘業務
契約期間	平成31年4月22日~令和元年6月5日
契 約 締 結 日	平成31年4月22日
契約相手方	小林クリエイト株式会社 名古屋第二営業部
契約金額	553,197円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	平成30年度中に帳票の印刷発注を依頼している業者であり、封入封緘時に起こり うる帳票の汚損破損に対して、印刷請負業者である小林クリエイト株式会社での み再印刷等の対応が可能であるためことから、指名競争入札には適さないため。
その他特記事項	明い合わせた 本民部 税変調

所 管 課 名	市民部の税務課
—————————————————————————————————————	地方税電子申告支援サービス利用業務委託
契約内容	総務大臣から指定された地方税共同機構が運営する e L T A X ポータルセンターと連携し、L G W A N 回線を利用して、犬山市に設置する各クライアント操作端末と株式会社 T K C が運営する T K C インターネット・サービスセンター内に設置されたサーバーとを接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピュータサービスの実施
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社 TKC
契約金額	3, 597, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	平成21年度に電子申告及び年金特別徴収に対応するためのシステム導入をする際、国から指定された委託対象先となる事業者内で指名競争入札を行った結果、株式会社TKCが落札しました。その後、システム導入にあたり基幹系システムとのデータ交換を行うためのシステム構築や設定変更を実施しており、他の事業者に委託先を変更する場合、再設定や動作確認が必要となること、また、確定申告書第2表の読取サービスが無くなる可能性が大きいことから、同一業者に委託することにより事務量及び費用的な縮小が見込まれるため、指名競争入札には適さないと判断し、随意契約としています。
その他特記事項	明い合わせた 古兄如 形変部

44	
所管課名 —————	市民部 税務課
件 名	地方税電子申告支援サービス eLTAXシステム更改業務委託
契約内容	地方税電子申告支援サービス(総務大臣から指定された地方税共同機構が運営する e L T A X ポータルセンターと連携し、L G W A N 回線を利用して、犬山市に設置する各クライアント操作端末と株式会社 T K C が運営する T K C インターネット・サービスセンター内に設置されたサーバーとを接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピュータサービス)における国税連携システム更改に係る作業及び審査システム更改に係る作業
契約期間	令和元年6月12日から令和元年9月24日まで
契 約 締 結 日	令和元年6月11日
契 約 相 手 方	株式会社 TKC
契約金額	972, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本契約は、現在契約している地方税電子申告支援サービスのシステム更改であり、現に契約履行中のシステム業務委託と密接に関連し、同一業者に委託することにより事務量の削減や設定及び動作確認を円滑に行えることが見込まれることから、指名競争入札には適さないと判断し、随意契約とするもの。
その他特記事項	

所管課名	地域安全課
契約内容	<ul><li>保守点検</li><li>緊急修理</li><li>部品交換</li></ul>
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	有限会社マルヒロ
契約金額	142, 050円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	有限会社マルヒロは、楽田ふれあいセンター、大手門まちづくり拠点施設及び旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設に設置してある印刷機の製造元である理想科学工業株式会社指定の市内で唯一の業者である。本業務内容である緊急修理等を行うにあたって市外業者を見積業者に含めることは適当ではない。以上の理由から、有限会社マルヒロを受託者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することが適当であると判断するため。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
件 名	楽田ふれあいセンター管理業務
契約内容	・施設及び付属設備の管理並びに備品の管理及び施設の整理・整頓 ・施設利用者の管理・指導 ・楽田ふれあいセンター利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務 ・管理日誌、管理状況報告書等の作成。管理業務に必要な消耗品の購入 ・簡易な修繕用材料の購入。ガーデニング事業 等
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契約締結日	平成31年4月1日
契 約 相 手 方	楽田地区コミュニティ推進協議会
契約金額	7, 077, 524円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本施設は、楽田地区コミュニティ推進協議会を中心とした地域住民が建設計画当初より検討に加わり建設されている。また、設置条例によって利用する市民によって構成する組織の自主的な運営を基本としていることからも、地域住民で包括的に構成されている楽田地区コミュニティ推進協議会で管理運営することが望ましく、競争入札が適さないと判断するため。
その他特記事項	

所管課名	地域安全課
件 名	旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設管理業務
契約内容	・建物・機械設備・備品及び展示資料の管理及び施設の清掃整理 ・観覧者及び施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・施設使用料及び複写機使用料の収納事務 ・施設の普及啓発、施設利用者の説明・案内及び指導に関する業務 ・管理業務に必要な消耗品の購入。樹木の剪定 等
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	堀田町内会
契約金額	2, 375, 776円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本施設は、羽黒地区の歴史を残す貴重な財産であり、地元住民の保存要望から堀田町内会所有の土地の提供を受け、復原整備したものである。施設の保存を望み、かつ建設地提供者である堀田町内会によって、まちづくり拠点施設として管理運営することが望ましく、競争入札に適さないと判断するため。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
件名	大山西ふれあいセンター管理業務
契約内容	・建物・機械設備及び備品の管理 ・施設の清掃整理 ・施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務 ・管理業務に必要な消耗品の購入 等
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	犬山西地区コミュニティ推進協議会
契約金額	1, 390, 714円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	当該施設は、地域住民の活動拠点となる施設とすべく、2年前より地域住民を中心に、近隣関係団体らとともに、施設の改修や運営に関してワークショップを開催するなど協議を重ねてきた経緯がある。この協議の中で、施設の運営組織について、犬山西地区コミュニティ推進協議会が行うことが了解され、また、地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的からもコミュニティ組織によって管理運営することが望ましく、競争入札に適さないと判断するため。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
契約内容	今井ふれあいセンター管理業務 <ul><li>・建物・機械設備及び備品の管理</li><li>・施設の清掃整理</li><li>・入館者及び施設利用者の管理・指導</li><li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li><li>・利用料の納付書交付及び徴収</li><li>・簡易修繕</li><li>・管理業務に必要な消耗品の購入</li></ul>
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	今井小学校区コミュニティ推進協議会
契約金額	883, 998円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	当該施設は、当該団体が地域の集いの場として「いきいきサロン」を実施し、地域の住民が訪れる施設となっている。 施設の管理に当たっては、当該団体は地域活性化にも積極的に取り組んでいることから、施設の有効利用も期待でき、地域の状況も熟知しており、地域住民とも信頼関係が築かれた当該団体が業務にあたることが望ましい。従って、当該団体が管理業務を行うことが適当であり、競争入札に適さないと判断するため。
その他特記事項	ᄜᄼᄼᆂᆔᄹᅟᄡᄰᄼᄼᄌᅖ

所 管 課 名	地域安全課
件 名 ————————————————————————————————————	災害時における緊急対策業務委託 
契約内容	災害時における緊急対策業務 ・災害発生前の対応準備管理業務 一式 ・市内パトロール ・軽微な災害復旧作業
契約期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	犬山市防災協力会
契約金額	・人件費、一般管理費 (業務内容による)
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	災害時における対応については、防災協力会の協力が不可欠であり、同会とは平成24年に防災協定を締結しています。 今後、発生する災害に備えるため、災害時における緊急対策業務について、委託を実施します。 請負者については、既に災害協定を締結していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結します。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
契約内容	災害時緊急情報提供システムの提供 ・犬山市『あんしんメール』(住民用・職員用) ・犬山市『あんしん電話』
契約期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契約締結日	平成31年4月1日
契約相手方	バイザー株式会社
契約金額	メールシステム2,788,983円 + 架電システム使用料(使用量による)
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	該当業者は当市が導入している災害時緊急情報提供システム(あんしんメール・あんしん電話)を運用している管理業者であるため、他業者と契約した場合、他業者が下記業者へシステム使用料を支払う必要があり、必要外経費が発生します。 また、他業者が運用している別システムへ変更することは、現在のシステム登録者を他システムに登録する業務が必要となるため、必要外経費が発生します。上記のことから管理業者とのシステム使用契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とします。
その他特記事項	ᄜᇇᄼᅭᄮᄹᅟᄴᄫᅌᆕᅋ

所 管 課 名	地域安全課
	市民活動支援センター運営事業委託
契約内容	犬山市全体における市民社会づくりの実現を目的として、犬山市市民活動の支援に関する条例第12条に基づく犬山市市民活動支援センターの運営を中心としたソフト事業を実施し、市民活動の普及・啓発及び多様な主体の協働を推進する事業を行う。
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会
契約金額	3, 936, 862円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本市では、市民活動の促進に向けた各種事業を展開することを目的とし、犬山市市民活動の支援に関する条例に基づき、平成13年9月に犬山市市民活動支援センターを設置、開設し、市民活動の拠点施設と位置づけている。一方、特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会は、本施設開設以来、施設の管理業務を継続して受託しており、「自らの地域における民間非営利組織(NPO)活動の発展を目指し、民間非営利の市民活動、ボランティア活動を支援し、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進」とする団体設立目的とあいまって本施設を活用して積極的な活動を実施している。特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会が施設管理者と活動支援者(実践者)の双方の立場から市民活動団体を支援してきた結果、現在本市においては90を越える市民活動団体がそれぞれの理念に基づき活動している。長年にわたり市民活動分野で培った経験と知識により、市民活動の成果や課題、今後の展望などを十分に把握していることは、本委託業務の目的である犬山市全体における市民社会づくりの実現において、最も重要視すべき視点である。以上の理由から、特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会を受託者とし、随意契約を締結する。
その他特記事項	問い合わせ先 地域安全課

所 管 課 名	地域安全課
–	
件 名 ————————————————————————————————————	大手門まちづくり拠点施設管理業務
契約内容	<ul><li>・建物・付属設備及び備品の管理及び施設の清掃整理</li><li>・施設利用者の管理・指導</li><li>・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付</li><li>・複写機使用料の納付書交付及び徴収</li><li>・簡易的な修繕</li><li>・管理業務に必要な消耗品の購入 等</li></ul>
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会
契約金額	3, 020, 088円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	大山市市民活動支援センターを兼ねた本施設は、市民活動の拠点として中間支援を行う団体で管理することが望ましく、「自らの地域における民間非営利組織(NPO)活動の発展を目指し、民間非営利の市民活動、ボランティア活動を支援し、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進」することを目的とした特定非営利活動法人大山市民活動支援センターの会以外に運営可能な団体が市内に存在せず、競争入札に適さないと判断するため。
その他特記事項	

	까냠······· ᄉᆱ
所管課名 ————————————————————————————————————	地域安全課
件 名	男女共同参画推進事業委託
契約内容	大山市が作成した「男女共同参画推進指針」に基づき、多様な団体と連携した 啓発事業を実施する。また、次世代の男女共同参画を促進するため、中学生や高 校生に対する啓発事業を実施する。さらに、男女共同参画を広く一般に啓発する ため、男女共同参画週間及び愛知県男女共同参画月間を中心に、必要に応じて啓 発事業を企画・実施する。
契約期間	令和元年5月17日から令和2年3月31日
契約締結日	令和元年5月17日
契約相手方	犬山男女共同参画市民会議
契約金額	416, 520円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	犬山男女共同参画市民会議は、平成9年より犬山市男女共同参画推進懇談会として活動しており、犬山市男女共同参画プラン(H18年度~H27年度)を市民と協働で推進することを目指し、平成18年5月に「犬山市男女共同参画市民会議」として組織された。これまで男女共同参画啓発に関する映画祭やセミナー等を実施し、当市における男女共同参画推進の先駆的団体と位置付けられる。そうした中、市民会議はより広く、自由に市民との接点を持つことを目的として、平成29年に市民活動団体として設立され、活動をスタートしている。以上のことから、これまでの経験と情報、ネットワークをもとに、市民目線での男女共同参画の意識啓発事業を効果的に行うことができる、市内唯一の団体である。
その他特記事項	明いたなみままで、地域字の部

h	U. L. A. A. A.
所管課名	地域安全課 
件名	平成31年度犬山市人材バンク構築・運営事業委託
契約内容	大山市では、平成31年度までの3年間を見据え、「活躍の場づくり事業」として市民協働社会の実現に向け取り組むところである。本事業は、犬山市のまちづくりに対する志を多様な分野から集め、広い範囲の人材を社会参画に導く情報整備及び活用の仕組みづくりを行うもので、3年目となる本委託事業においては、引き続き多様な人材情報を収集、活用すると共に、過去2年間で収集及び活用した情報のとりまとめを中心に据え実施するものとする。
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会
契約金額	4, 426, 272円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	大山市人材バンク構築・運営事業委託は、平成29年から31年の3年間を見据え、情報整備及び活用の仕組みづくりを行うとしており、平成29年に実施したプロポーザルによって、特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会が選出された。 事業の実績として、多数の人材と顔と顔を合わせ、人材情報の獲得やフォーラムの開催などを実施し、一定の情報が蓄積され信頼のネットワークが構築されている。 また、情報をスムーズに取り扱う仕組みを構築し、情報の活用案件も複数発生していることから、情報収集した者が引き続き活用を図っていくことが望ましい。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
契約内容	・建物・機械設備及び備品の管理及び施設の清掃整理 ・入館者及び施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・使用料の納付書交付及び徴収 ・簡易修繕 ・管理業務に必要な消耗品の購入 等
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契 約 相 手 方	余遊亭運営委員会
契約金額	2, 926, 272円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	当施設は、近隣町内を始めとする住民らが当初より検討に加わり建設された施設であり、地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的から、地域住民で組織された余遊亭運営委員会によって管理運営することが望ましく競争入札に適さないと判断するため。
その他特記事項	

所 管 課 名	地域安全課
契約内容	犬山市に設置されているJアラート受信装置の正常な機能を維持し、円滑な運用 を図るために行う保守点検業務
契約期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社カナデン中部支店
契約金額	165,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	上記業者は当市のJアラート受信装置を導入しており、装置の細部やシステム構成及びネットワーク接続を把握しています。 この装置は市民の安全安心に関わるシステムのため、障害発生時に早急な復旧対応が必要ですので、機器の導入システムを構築した業者に保守点検を行わせることが最も適しています。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とします。
その他特記事項	

所管課名	地域安全課
名	市町村防災支援システム
契約内容	「市町村防災支援システム」を契約業者が保守を行い、利用可能な環境にする。
契約期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契約締結日	平成31年4月1日
契約相手方	富士通ネットワークソリューションズ株式会社
契約金額	338,772円(システム使用料)
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	該当業者は本システムの開発元であり、また、該当業者が管理するクラウドサービスにより、システムの運用をおこなっている。上記のことから、他業者でクラウド環境の整備やシステムの保守を遂行することが困難であるため、開発業者とのシステム使用契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とします。
その他特記事項	ᄪᇇᄼᄼᄮᄹᅟᄴᄫᅌᄼᅖ

所管課名	地域安全課
件 名	防災行政無線保守点検委託
契約内容	犬山市に設置されている防災行政無線設備の正常な機能を維持し、円滑な運用を 図るために行う保守点検業務
契約期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日
契約締結日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社カナデン中部支店
契約金額	544, 500円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	当市の防災行政無線は三菱電機製のアナログ方式無線であり、製造年度が古く、機器・部品ともに製造が中止されているため、予備品等が流通していない状況です。 上記業者は当市防災行政無線の保守点検に長きに携わっており、当市機器の予備品を多く所持しています。また、上記の理由から、他業者で保守点検を行える業者がありませんので、地方自治法施工例第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とします。
その他特記事項	